

# 仕 様 書

## 1. 案内板本体の仕様等

- ・案内板は高さ2, 100mm×幅3, 200mm×奥行800mm以内の大きさとする。
- ・案内板は薄型のものを使用し、庁舎の安全や景観に配慮したものとする。
- ・照明の光源はLEDとすること。
- ・必要に応じて電源の入切及び調光ができるものとする。
- ・電源の切替はタイマーまたはその他の機器により自動制御できるものとする。
- ・案内板下部に、行政情報専用のパンフレットホルダー(A4版)を10個程度設置すること。
- ・案内板本体は可動式とするが、地震等に備え転倒防止対策を十分に講じること。
- ・やむを得ない理由により案内板本体の移動が生じる場合、事業者はその指示に従うこと。

## 2. 掲出内容

掲出内容は、庁舎案内図、地図、広告情報(ニュース・天気予報等リアルタイム情報放映を含む)の3部構成とし、表示面積や配置については、別紙「設置イメージ図」のとおりとする。

掲出物は、光過敏性発作を引き起こすおそれがないよう配慮するとともに、視覚障害者に配慮した配色等とすること。

### (1) 庁舎案内図(タッチパネル方式)

- ①大分市役所の庁舎案内を表示させ、画面でのタッチ操作により各階及び各部署等の詳細な情報が表示できるようにすること。
- ②課名及び目的から該当する課への庁舎案内ができるように表示すること。
- ③日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語に対応したものとする。
- ④上記①～③については、最低限満たすべき仕様を明記しており、追加機能を搭載することを妨げるものではありません。
- ⑤機構改革等により部署名等及び執務室の位置の変更等が生じた場合は、速やかに対応すること。

### (2) 地図(LEDバックライト仕様)

- ①地図は「大分市全域地図」及び「大分市役所本庁舎周辺案内図」を設けることとし、公共施設や災害時の避難所等の名称・住所・電話番号等の行政情報をカテゴリ別に分かりやすく表示すること。
- ②①のほか、広告掲載企業の所在を表示できるものとする。
- ③地図面は、実態に即して見やすく作成すること。
- ④地図の更新は原則年1回の頻度で行うこととする。ただし、軽微な変更等については、当市の要請により速やかに対応すること。

⑤地図は携帯電話等による QR コードの読み取り等により、モバイルサイトとの連携ができるようにし、公共施設情報やルート案内を表示できるものとする。

(3) 広告情報（タッチパネル方式）、ニュース・天気予報等のリアルタイム情報放映

①広告（静止画・動画）を適当な方法により掲出すること。

②事業者の社名、電話番号を明示すること。

③広告枠内に広告である旨を表示すること。

④リアルタイム情報については、インターネット通信により常に最新の情報を放映すること。

④広告枠が充足されない場合等については、当市との協議により、他の情報を掲出、放映できることとする。

### 3. 供用時間等

午前8時30分から午後6時まで（土・日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く）とし、タイマー等により自動で電源の切替ができるようにすること。

### 4. 維持管理等について

(1) 表示内容の維持管理

①当市が表示内容の修正や削除を求めた場合、随時対応すること。

②表示内容における問い合わせ及び苦情等については、事業者の責任において迅速に対応すること。

(2) 案内板の維持管理

①据付面を確認したうえで、安全に設置すること。設置後については定期的に安全面に問題が無いか確認すること。

②案内板の不具合の発生、問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において迅速に対応すること。

### 5. 広告の運営について

(1) 広告料について

設置場所の貸付期間において、案内板が有する広告価値を利用する対価として、広告主等からの広告収入を得て、案内板の維持管理費用等に充足することができる。

(2) 広告主及び広告内容の審査について

広告を掲出する広告主の選定及び広告の内容について、広告主等に大分市広告料収入事業実施要綱及び大分市広告料収入事業広告掲載基準を遵守させるとともに、事前に当市の審査を受け、その了承を得たものでなければならない。また、広告主及び広告内容について公共性、美観並びに利用者の影響に配慮しなければならない。

(3) 広告内容の修正及び削除について

当市が、広告内容について大分市広告料収入事業実施要綱及び大分市広告料収入事業広告掲載基準に反すると判断した場合及び本庁舎において放映する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断した場合については、事業者は随時広告の内容の修正若しくは削除に対応しなければならない。

(4) 広告内容の変更について

自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に当市と協議をし、その審査を受け了承を得るものとする。

(5) 広告掲出不能時の対応について

案内板の故障等により、広告の掲出が不能になった場合において、広告主等に損害の賠償等を行う必要が生じたときは、事業者の責任と負担において解決すること。

(6) 広告内容に関する責任について

①事業者は広告の内容に関する一切の責任及び負担を負うものとする。

②事業者は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権につき合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。

6. その他

本仕様書について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、当市と協議の上、これを定めるものとする。